

令和7年度採用 福岡市障がい福祉指導・調査員 (会計年度任用職員) 募集案内

1 募集受付期間

令和7年7月15日(火)～令和7年8月1日(金)【必着】

2 募集内容

職名	障がい福祉指導・調査員
採用予定人数	1人
職務の概要	(1) 障がい福祉サービス等の情報公表制度に関する業務 (2) 処遇改善加算制度に関する業務 (3) 上記のほか、所属長が特に必要と認めて指示する業務
勤務地	福岡市福祉局障がい者部障がい在宅福祉課 (福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所12階)
任用期間	令和7年9月1日から令和8年3月31日まで ※地方公務員法に基づき、採用時は全て条件付きのものとし、採用後1カ月(勤務日が15日に満たない場合は15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。 ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、4回を上限とした公募によらない再採用を行うことがあります。 ※65歳に達した職員が任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募する必要があります。
受験資格	1 次の(1)から(3)をすべて満たす人 (1) 下記①～④のいずれかの実務経験がある人(申込書に詳細に記載すること) ① 福祉関係事業所の管理又は個別支援計画作成業務の実務経験1年以上 ② 特定相談支援事業所、医療機関、居宅介護支援事業所等での相談支援業務の実務経験1年以上 ③ 社会福祉法人等で、総務、労務、経理、法令順守いずれかの実務経験1年以上 ④ 自治体等で福祉関係事業所の指定、指導、給付費審査業務、障がい福祉サービス等の情報公表制度に関する業務、処遇改善加算制度に関する業務のいずれかの実務経験1年以上 ※ 下記の資格又は上記の実務経験が複数ある場合は、選考の際の評価対象としますので、すべて申込書に記載してください。 【資格】(資格証の写し等を添付のこと) 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会保険労務士簿記2級以上 【上記①～④の実務経験】(申込書に詳細に記載すること) (2) データ入力など、パソコン業務(エクセル、ワード)に慣れていること (3) 年度を通して職務に従事できる人

	<p>2 次のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人</p>
--	--

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

【第一次選考 面接試験】

(1) 20分程度の面接試験を行います。

(2) 日時：令和7年8月19日（火）

場所：福岡市役所 604 会議室（福岡市中央区天神一丁目8番1号 6階）

9時00分から14時00分のうち20分程度

※申込者に対し、別途お知らせします。

4 合格発表（最終）

令和7年8月22日（金）

※合格発表は、午前10時に福岡市役所12階福祉局障がい在宅福祉課前及び福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を文書で通知します。

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和8年3月31日までを登録期間とする障がい福祉指導・調査員採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に採用を行います。
- (3) 令和7年9月1日に採用されなかった場合でも業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

6 勤務条件等

勤務日	週5日勤務（月曜日～金曜日）
休日	土・日・祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）
勤務時間・休憩時間	週27.5時間 1日の勤務時間：原則午前9時15分から午後3時45分までですが、10時から21時30分までの間において勤務時間を割り振ることがあります。 休憩時間：正午から午後1時まで（60分）
給与	月額169,555円から186,729円（地域手当を含む。）（令和7年度） ※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。
期末手当	年2回（6月、12月） ※R7年度は年間で給与の2.50月分を在職期間に応じて支給
勤勉手当	年2回（6月、12月） ※R7年度は年間で給与の2.10月分を勤務期間等に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで（日額制は1日2,619円まで））
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などを支給
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇・休業等の制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用あり
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・給与等支給日：毎月20日 （ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当は翌月20日） ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更

7 応募手続

(1) 申込書の配布

申込書は、福祉局障がい者部障がい在宅福祉課（福岡市役所12階）、各区福祉・介護保険課、健康課、入部・西部出張所、情報プラザ（福岡市役所1階）で配布します。郵送は原則行いません。

(2) 受験申込受付期間

令和7年7月15日（火）から令和7年8月1日（金）【必着】

(3) 申込方法・あて先

提出書類一式を一つの封筒に入れ、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を明記の上、下記のあて先に持参するか、郵送でお申込みください。

※持参の場合の受付は、平日9時から17時までです。(土・日・祝日は受け付けません。)

(あて先)

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号(福岡市役所12階 4番窓口)

福岡市福祉局障がい者部障がい在宅福祉課

(4) 提出書類

①令和7年度障がい福祉指導・調査員(会計年度任用職員)採用試験申込書

※「記入上の留意点」をよく読んで、太枠内すべての項目を記入してください。

※必ず写真を貼付してください。

②受験資格の確認書類

◆社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会保険労務士、簿記2級以上のなかで該当する資格証明書の写し

③受験票の送付用封筒(長形3号)

110円切手を貼り、氏名及び住所を明記してください。

(面接試験の案内を通知するために使用します。)

8 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日(閉庁日の場合はその翌日)から1か月間(郵送による請求の場合は消印有効)、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

9 問い合わせ先

福岡市福祉局障がい者部障がい在宅福祉課

T E L : 092-711-4985 F A X : 092-711-4818

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号